

令和7年度 第1回 筑紫野市総合教育会議

【開催日時】 令和7年7月3日（木）14:00～15:28

【開催場所】 筑紫野市役所 403 会議室

【委員出欠状況】

《出席委員》

市長、教育長、潮見教育委員、牛川教育委員、和田教育委員

《事務局》

企画政策部長、教育部長、こども部長、
企画政策課長、教育政策課長、学校教育課長、教育政策係長、生涯学習課長、秘書広報課長、
企画政策課企画政策担当係長、学校教育課学校教育担当係長、学校教育課教育指導担当係長、
企画政策課企画政策担当主事

【傍聴人】 5人

【会議内容】

1. 開会

○企画政策課長

定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第1回筑紫野市総合教育会議を開催いたします。

私は本日の司会を務めます、企画政策課の中尾でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日の出席状況を報告させていただきます。

久原教育委員から所用のため欠席とのご連絡をいただいておりますので、市長並びに教育長、教育委員5人、市長部局職員6人、教育委員会事務局職員7人、合計18人でこの会議を進めて参りたいと考えております。

それでは本会議の開会にあたりまして、平井市長からご挨拶を賜りたく存じます。

平井市長どうぞよろしくお願いいたします。

○平井市長

皆さんこんにちは。筑紫野市長の平井でございます。

本日は大変お忙しい中、また大変な暑さの中、令和7年度第1回の総合教育会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、私も市長就任以来、子育て、教育に関する施策については、まちづくりの1丁目1番地と捉え、学校現場や関係団体の皆さんからのご意見を伺いながら、様々な取り組みを展開して参りました。

教育現場のICT化、教育DXに関しては、昨年度、教職員の端末を整備し、長年の課題でもあった、校内のネットワーク環境の改善も図らせていただきました。

そして令和7年度からは、これまで準備を進めて参りました、教職員の負担軽減のための校務支援システムが本格稼働をしております。

また、今後のスポーツ施策の方向性を示します、筑紫野市スポーツ推進計画を昨年度末に策定し、この計画を具現化する具体的な施策を、スポーツ推進審議会の委員の皆様のご意見を賜りながら、今まさに検討しているところでございます。

これらはいずれも、昨年度までの総合教育会議において大変有意義な議論を重ねてきた取り組みであり、教育委員の皆様をはじめ関係する皆様の声を真摯に伺い、準備・検討してきたものが具現化しつつあるものと実感をしているところであります。

本日の会議では、全国的に大きな課題となりつつあります、小中学校での水泳授業や放課後児童クラブについて、今後より効率的に取り組みを進めることができるよう、教育委員の皆様方のご意見を伺いながら、協議・調整を図って参りたいと考えております。

さらに今年度は、児童生徒用タブレット端末の更新を予定しておりますので、デモンストレーションなどを交えながら、教育 DX の現状や今後の展望についても議論して参りたいと考えております。

また、私自身が地域の皆さんと直接対話を行うまちづくり座談会、これは就任して間もなく始めたものでありますが、これに関して教育委員の皆様方に 1 点ご報告をしたいことがございます。

これまでの座談会では、各コミュニティや自治会などの皆さんを対象として意見交換を実施してきたところでありますが、今年度から各学校の校長先生、教頭先生等と、学校現場の現状について直接お話を伺う新たな取り組みを進めております。

すでに先日までで 5 つの小学校を訪問させていただきました。

今年度中に小中学校全部回りたいと思っております。

現場からはいろいろなご意見をいただいておりますので、今後機会をとらえてご紹介をしたいと考えております。今しばらくお待ちいただくようお願いをしたいと思います。

本日は最後までどうぞよろしくお願いをいたします。

○企画政策課長

平井市長ありがとうございます。

それでは早速議事に移らせていただきますが、ここからは平井市長に議事進行をお願いしたたく存じます。平井市長よろしくお願いいたします。

○平井市長

それではここからは議長として議事を進行させていただきます。

まず水泳授業の民間委託の件を議題といたします。

近年、世界的な気候変動の影響を受けて、国内各地で猛暑日が増加し、熱中症のリスクが高まっております。

このような状況のもと、全国各地の学校現場においても、屋外プールによる水泳の授業を予定通り行うことができないという事例が頻発をしております。

加えて、学校現場では教職員の働き方改革が喫緊の課題となっておりますが、特に水泳の授業に際しては、安全確保の観点から、十分な指導・監視体制が求められておりますので、人員の確保、育成にかかる負担が非常に大きいとの声を伺っているところであります。

さらに、老朽化が進む小中学校プール設備の運用管理や修繕・更新には、財政的に多大な負担が伴いますので、限られた予算の中でいかにして対応していくかということも欠かすことができない検討課題となっております。

こうした気象条件の変化、教職員の負担、児童生徒の安全性、さらには施設の維持コストといった複合的な課題を踏まえた上で、子どもたちの健やかな成長に資する水泳授業のあり方についての検討は避けられない状況にあるものと認識しております。

本日は、小中学校における水泳授業の現状と課題、さらには現在の検討状況について、所管課からの説明を受けた後に、教育委員の皆様とよりよい水泳授業のあり方について協議して参りたいと考えております。

それでは、学校教育課長は説明をお願いいたします。

○学校教育課長

それでは、水泳授業の民間委託についてご説明させていただきます。

資料の1ページをお開きください。

まず小中学校の水泳授業の現状についてです。

表で示しています水泳授業の目的について、「水泳系で求められる身体能力を身につける」、「水中での安全に関する知的な発達を促す」「水の事故を未然に防ぐ論理的な思考力を育む」というところが水泳授業の目的でございます。

これに基づき、市内小中学校では全学年で水泳授業を取り入れているところです。

実施期間については、基本的には6、7月が多いですが、学校によっては9月に実施しているところもございます。

実施回数については、小学校が1コマ45分、中学校が1コマ50分で概ね8コマから12コマで実施を予定している学校がほとんどでございます。

近隣自治体の委託状況については、現在、太宰府市が全7小学校で外部委託をされております。

また小郡市も全8小学校で外部委託をしております、委託費につきましては、概ね1人当たり約1万1000円かかっているという現状でございます。

続きまして水泳授業の課題についてです。

まず課題の1点目が天候についてです。

令和6年度は、水泳授業の中止が小中学校16校で84回あっております。

主な要因になりますが、雨や雷の注意報が発令されていることに起因する中止が83%、熱中症対策が8%、人員不足が8%ということで、概ね天候によるもので中止しているという現状がございます。

続いて課題の2点目、プールの管理に関する教員の過度な負担についてです。全国で給水停止忘れによる過大な給水の事案が複数発生し、教員が賠償する事例も出ているというところがあり、国の方でもその改善を求めているというところがございます。

あと課題の3点目、監視人員の不足についてです。教職員が不足しており、監視できる教員も必然的に不足しているということで、学校によっては、保護者に監視をお願いしているところもあるという現状がございます。

あと課題の4点目、維持管理等の経費についてです。

16校の学校プールの維持管理費にかかる経費は、維持管理費や、改修工事費用、労務費等の利用損料費用、これらを合わせて年間で、おおよそ約8000万円ほどかかる計算となりますので、毎年、そのぐらいの経費がかかってくるという課題がございます。

2ページ目をお開きください。

水泳授業の民間委託のメリット、デメリットについてです。

メリットといたしましては、計画的な授業実施が可能であることです。民間事業者は屋内プールでございますので、雨が降ろうと、冬の寒い時期であろうと、天候に左右されず授業ができるというメリットがございます。

また、教職員の負担軽減を図ることができることと、プール維持管理に要する費用が軽減されるというメリットもございます。

次にデメリットにつきましては、移動手段の確保や、移動時間がかかるということです。徒歩では行けませんので、バス等の移動手段が必要であり、また、民間のプールまでの移動時間がかかるというところがございます。

また、市内に民間のスイミングプールはございませんので、委託するとなった場合は、近隣の太宰府市や小郡市の民間プールを利用する必要があります。

さらに、中学校を委託する場合は、中学校の部活動ができないという課題が出てきます。

また、小学校を委託する場合は、現在、小学校の夏季プール開放を実施しておりますので、委託を実施した学校は、このプール開放が実施できないという課題が出てきます。

最後に今後の方針・取り組みについてです。メリット・デメリットがありますが、民営プールでの水泳事業が、現在の水泳授業が抱える課題の解決に最も効果が高いと考えられますので、試行的に1、2校から外部委託を導入し、費用対効果の検証や課題の把握・改善を図りながら、順次拡大していきたいと考えているところでございます。

なお、プールの改修につきましては教育政策課が主管課になっており、小学校の夏季プール開放については、文化・スポーツ振興課が所管課となっておりますので、関係課と連携をとりながら、来年度からの委託開始を前提として、今後詳細を検討していきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○平井市長

今説明がございましたけれども、委員の皆さんからご質問などがありましたらお願いをしたいと思えますけど、いかがでしょうか。

○潮見教育委員

今から検討されることとは思いますが、市内にプールがないということで、どこのプールを活用するのか検討はなされてあるのでしょうか。

○学校教育課長

筑紫野市に隣接する太宰府市に、2つスイミングスクールがございます。また、小郡市にも、2つ、3つぐらい、スイミングスクールがございますので、そちらと打ち合わせをしながら、検討していくことになるものと思っております。

○平井市長

去年、事前の調査や聞き取りを行った中で、今ある既存の太宰府市や小郡市に少しは受入れるキャパがあるということであったと思いますが、筑紫野が全校を移管していこうとしたときに、キャパ的には大丈夫ですか。

○学校教育課長

太宰府市や小郡市も小学校のプールの委託をされておりますので、1つのプールに全部の学校を委託するのは難しいかと思えます。これから各スイミングスクールに確認をしながら、受け入れが可能かどうかを検討していく形になるかと思えます。

○平井市長

去年、文化・スポーツ振興課が各プールを回って、受け入れの状況等についても聞き取りを行っていて、多少だったら可能である等の話であったと思えます。

今、いろいろな市町がプール事業の外部委託をしようという動きになってきている中で、筑紫野市が使える民間プールがどんどん制限が出てきているんじゃないかと思えます。検討開始から1年以上経ちますが、どのような状況ですか。

○学校教育課長

太宰府市に委託できる学校というのは筑紫野市の北部になりますし、小郡市に委託できる部分は筑紫野市の南部になるかと思えます。

大変申し訳ないですが、1つ1つのスイミングスクールに、今どれだけの残りの受け入れキャパがあるかというのは、今月中に確認をさせていただこうと考えているところでしたので、まず状況の確認を行い、1、2校の試行というところでの検討を進めていければと思っていますところでございます。

○平井市長

令和7年度から試行を開始して欲しいという思いはあったのですが、検討が進んでいないのは、試行に至るまでの課題や問題点があるからなのではないでしょうか。

○学校教育課長

特に大きな課題があるということではありませんが、受け入れがきちんとできるかという確認に加え、施設整備の観点から、どこの学校から進めるかというところ、また、小学校からするのか、中学校もするのかとかいうところ、そういった総合的な検討をしながら進めていかなければいけないと思いますので、今後、課題等の整理が必要になってくると思います。まずは1、2校の試行ということで、小学校から実施できればと思っておりますので、今後早急に進めていきたいと思っておりますのでございます。

○潮見教育委員

今のところ学校の屋外のプールを使うということで、水泳授業は6月から9月の期間に実施することとなっていますが、民間に委託を行うことになり、年間を通して受け入れをしていただける形になった場合、水泳授業の期間は変更ができるということなんでしょうか。

○学校教育課長

必ず夏にしなければならないということではありませんので、全学校を受け入れていただくとすると、夏に全部はできませんので、春にお願いするところ、夏にお願いするところ、秋にお願いするところ、冬にお願いするところといった形になると思います。そこは学校と調整しながら、カリキュラムを調整しながら実施していけると思っております。

○潮見教育委員

そうなれば可能性が広がっていきますよね。

○平井市長

1つのスイミングプールで、1年間フルに稼働させたら、どれぐらいのキャパがあるのかというのは、すぐにでもわかるものだと思いますので、1つのスクールでいけるのか、2ヶ所でも足りないのか、或いは将来的に筑紫野市内に民間プールを誘致してくる必要等があるのであれば、協定を結んでやってもらうような形なども考えていかないとはいけないと思うんですよ。そのためにも、やはり1校か2校が先行してやってみて、問題点や課題がどのようなものがあるのかということ、しっかり把握しておく必要があるものと思っています。そうでなければ、次のステップになかなか展開できないんじゃないかなというふうに思っています。

○牛川教育委員

同じようなことになりますけれども、今は小郡市と太宰府市だけが実施されている水泳授業の民間委託ですけれども、おそらく、大野城市であったり春日市であったり、那珂川市、いろいろなところが水泳授業を民間に委託したいという形になってくるであろうと思います。そうなったときに、もう他の市町の水泳授業は受け入れられません。例えば所在地の学校の子どもたちの方が大事だからといったことを言われてしまうと、進んでいたものが頓挫してしまう可能性がある。やはり長い目で見て、計画的に進めることや、契約の在り方などを検討する必要があるので、ととても大掛かりなことではあるけれども、水泳授業が天候に左右されてなくなるなどのことを考えると、とても画期的なことであると思います。慎重にいかないとはいけないけれども、前向きに進めていただきたいなと思います。

○和田委員

長期的なことを考えますと、やはりスポーツ推進計画のアンケートを取ったときに、市内にプールを作って欲しいといった意見もありましたので、民間の事業者を誘致してプールを作っていくなり、市の総合体育館にプールをつくって、そこで指導する人を入れてやっていくなど、そういった方針を定め、市内で委託することも考えられるようになるのではないかと。やはり総合体育館やスポーツ施設の建設も検討が必要ではないのかなと。ちょうど総合体育館については、スポーツ推進計画において今後のことを考えていくという中

にありますので、現状は体育館だけだったと思いますけども、そこにプールというのも、検討が必要になってくるのではないかと考えます。長い目で見て、筑紫野市だけで水泳授業の民間委託が完結することで、学校のプールの管理費を委託費に充てて移行する等の検討ができるのではないかと。

そういう点では、やはり最終的な長い目で考えていくというの必要なのかなと。

そのことについては、スポーツ推進計画が策定されましたので、その中にいろんなご意見をいただきながら、検討を進めていくのがよいのではないかと考えます。

さすがに他市の民間事業者だけでいくと、イトマンも以前はブリヂストンだったのが買収により廃業してイトマンになったと思うんですよ。

ですから民間のみに頼ることは、やはりどうなるかわからない部分もあり、少し怖いなというものもありますので、筑紫野市内で契約をし、委託できるような、そういうシステムが必要になってくるのかなという思いがあります。

○平井市長

今のご意見について何か執行部の方からありますか。

○企画政策部長

今言われている内容については、十分理解させていただいてるところです。

まずは数校から試行してということでありましたけど、数校を移行して、他の学校も進めようとしたらもういっぱいだ、市内の学校の中で、この学校は委託できたけどこの学校は委託できないというような状態にならないように、私たちも一緒に今後どうやって進めることが一番よいのか検討させていただきたいなというふうに思っております。

○平井市長

わかりました。

市でプールを持ったらどうかという意見もいろいろ出まして、市営プールの運営状況、特に経費について調査を実施したところ、かなり大変な額が出てるところです。

その1つの原因は、やはり民間だったら実施できるメニュー、例えば水泳教室をやるなど、いろいろなことができますが、市がやるとなかなかそういうところがうまくいかない状況があるようです。

学校の授業をやってもらうのは午前中とか昼ぐらいの間ですが、その間というのは、通常、民間があまり使う時間帯じゃないです。高齢者の方がおられるかもしれませんが、そういう時間帯に学校の授業を当て込んでもらえれば、稼働率が上がっていく、プールは夕方からはスイミング教室などで、そのまま民間で活用してもらう。

そういった上手いまわし方ができるんじゃないかなということで、まずは民間企業の誘致を考えているんですけど、先ほどおっしゃったように、これから先どういう状況になるかというのは見えないところもあるので、検討していく中においては、ご指摘があったことも併せて検討していく必要があるという思いであります。

○潮見委員

2ページ目のデメリットのところで、中学校での部活動ができないということと、小学校のプールを夏休みの期間、市民に開放している事業がありますが、学校プールがなくなるとそういったところへの対応も考えていく必要があるのではないかと。特に部活動が大きな問題になると思います。

○平井市長

これについていいですか。

○学校教育課長

言われる通り中学校は部活動の課題も出てきますし、教科担任制をとっていますので、どうしても民間委託が難しいというところも、他の市町村でも出てきておりますので、まずは小学校

から、というところで考えています。

また、夏季のプール開放事業の課題についても、所管課とも連携をとりながら、今後その部分をどうしていくのかというところを、打ち合わせしながら進めていきたいと思っております。以上です。

○平井市長

夏季の市民への開放については、昔からいろいろな経緯があるように聞いてますが、その辺りについても、もう一度原点に戻って検討し直して、どうあるべきかということについて、この際、考えていかなければいけないと思っています。

夏季のプール開放事業は、監視員等の経費で2,000万円以上の事業費がかかっている現状があるので、民間のプール利用に対する補助券など、様々な検討が可能だと考えています。

○潮見委員

人件費ですよね。

○平井市長

人件費等の委託費ですね。

その辺りとのバランスも、この際検討していったら、今どういうふうに市民の方にプールを利用してもらっているのか、ということも検討課題のひとつであろうと思いますので、そういったことを含めて検討して欲しいと思います。

水泳授業の委託については、移動手段が課題のひとつであるんですが、太宰府市の状況を聞くと、水泳教室の送り迎え用にバスをたくさん所有しているので、児童生徒ひとり当たり、月1万円ちょっとぐらいの費用で、送迎も含めて請け負っていただけるというような話も聞いていますが、そのあたりで解決できないですか。

○学校教育課長

バスを持ってるスイミングスクールと、バスを持っていないスイミングスクールもあるようですので、バスを持ってないスイミングスクールの場合は移動手段というのを市で検討する必要があります。それも検討の1つになりますので、各プール会社と打ち合わせをしながら、進めていけたらと思っております。

○平井市長

委託先の候補に挙がってるのは、太宰府と小郡に可能性があるところがありますということで、今のところは考えていいですか。

○学校教育課長

はい。そうですね。

○平井市長

プールの民間委託についてのご意見は出尽くしたようでございますので、続きまして放課後児童クラブの施設整備計画について提案をしたいと思います。

2015年の女性活躍推進法の公布施行や、育児休業制度、在宅勤務制度等の充実により、女性の社会進出や多様かつ柔軟な働き方が普及していることに伴いまして、学童保育のニーズは拡大をしているところでございます。

このような市民のニーズに応えるべく、指導者の処遇改善を図りながら、従来の通年利用に加え、長期休暇期間中の施設利用や、必要な場合にのみ利用する一時利用など、サービスの拡充に努めて参りました。

その一方で設備の面を見えますと、全11小学校に設けられております、24ヶ所の放課後児童クラブ室の多くが、狭小や老朽化等の課題を抱えており、計画的な整備が欠かせない状況となっております。

そのため、本日は、放課後児童クラブ室の現状と課題、さらには、現在の検討状況について説

明を受けた後、放課後児童クラブをよりよいものとするための方策について教育委員の皆さんと議論して参りたいと考えております。
それでは学校教育課長は説明をお願いします。

○学校教育課長

それでは放課後児童クラブの施設整備計画につきまして説明させていただきます。

3 ページをお開きください。

まず現状ということで、各学童保育の児童 1 人当たりの面積、令和 7 年 6 月 1 日時点というところで、そちらの表のほうを記載させていただいております。

この中で、建築年数の赤字につきましては、建築後 30 年以上経過している施設になります。

また、「教室」と書いてあるところにつきましては、校舎内の特別教室を利用して運営しているところがございます。

また、1 人当たりの面積の赤字につきましては、1.65 平方メートル以下につきましては、赤字の記載をさせていただいております。

下の課題の欄を見ていただきまして、狭小な学童施設の解消というところで、複数の学校で基準の専有面積、児童 1 人につき 1.65 平方メートル以上を満たしていないというところで、赤字のところにつきましては、基準とされている、概ね 1.65 平方メートル以上というところを満たしていないという状況がございます。

あとは施設の計画的な管理、更新というのが、30 年以上経過している施設についても行われていないという状況がございます。

二日市小学校と二日市東小学校、こちら、建築年数がもう 30 年以上経過している部分や、1 人当たり面積が、解消されてないところもございますが、こちらにつきましては、校舎の増改築が予定されておりますので、そちらと併せて、解消をする予定としております。

二日市北小学校、吉木小学校、原田小学校も 30 年以上経過しておりますが、こちらにつきましては計画的な修繕を行う必要があると考えております。

筑紫小学校、筑紫東小学校になりますが、こちらが児童数が増加傾向にありまして、余裕教室もないというところ、1 人当たりの面積というところも、厳しいところもありますので、早急に施設の増築等の対応を検討する必要があると考えておるところです。

表の 1、そちらの一番下ですね、今後の方針取り組みとしまして、学校施設を最大限、現在も活用しておりますが、それを含めて計画的な修繕について検討するとともに、放課後児童の新たな居場所づくりということで、増改築も含めて引き続き検討する必要があると考えているところ。

4 ページをご覧ください。

こちらはですね建築課によって、令和 6 年度に実施した学童施設の現況調査結果でございます。

その米印の 1 つ目、色をつけている建物二日市北小学校、吉木小学校、原田小学校は、増築を途中でしておりますが、その増築部分というのが、エキスパンションジョイントという工法で繋がって 1 つの建物になっておりますので、もし改修する際は、同時に実施する必要があります。

米印 2 つ目、健全度が低いほど建物が劣化しておりまして、75 点以上が安全上または機能上問題ないとされておるところでございますので、こちら見ていただきますように、75 点以下、63 点とされてる二日市北小学校、吉木小学校、原田小学校、山家小学校、山口小学校、筑紫小学校の学童の本館につきましては、建物の劣化が進んでいるという状況がございます。

5 ページをお開きください。

今説明した状況により、今後、下表のように施設整備計画を策定し、優先順位の高いものから計画的に、整備していきたいと考えているところがございます。

表の下、優先度の高い学童施設ということで、学校教育課としましては、まず筑紫小学校が学校施設、図書室も利用しながら、季節利用、夏休みなどは人が増えますので、その場合は図工室も追加で利用しています。

それを授業に支障がない範囲で最大限活用しておりますが、基準の専有面積を下回っている部屋もあることに加えまして、先ほども申しましたが、児童数が増加傾向にあることから、施設

の増築を優先的に検討したいと考えているところでございます。

また、筑紫東小学校は、通年につきましては今のところ学童の施設で間に合っておりますが、季節利用が学校施設を活用しております。

こちら基準の専有面積を下回っている部屋があり、今後児童数の増加というところも予想されることから、こちらについても、施設の増築を優先的に検討したいと考えておるところでございます。

こうして優先度の高い順に、計画的に整備していきたいと考えておるところでございます。説明は以上でございます。

○平井市長

それでは委員の皆様からご質問或いはご意見をいただければと思いますが、どうでしょうか。

○和田委員

筑紫小学校と筑紫東小学校ですが、よく近くを通るんですけれども、すごく家が増えておりますし、マンションもまた増えておりますので、どれだけの増加を考えているのでしょうか。もう今のままで足りないのしょうけれども、おそらくこれからまだ増えてくるのではないかなと思いますので、今の場合ですと、筑紫小学校の方が生徒がより増えるのではないかなと、今の家が新しく建っている状況からすると。

また、場所的なところで、筑紫小学校で学童を新しく増築する場所があるのでしょうか。結構今でも、きちきちで小学校が建っているのかなと思いますので。それと、あと東小の方も多分若江地区がどんどん家が建っておりますので、どれだけの人数が増えて、どれだけのものが必要なかという、そういうところまで計画に入っているのでしょうか。

○学校教育課長

そうですね、児童数は今後も増加傾向ではあるんですが、学童に預ける保護者の方が増えたというところがございます。児童数の増加に比べて、学童に預ける児童数がここ2年で、予想以上に増えているというところがございます。こういう現状が出てきているというところもございまして、今後も、共働きというところが増えてくると思いますので、学童に預けられる保護者の方が増えてくるのかなと思いますので、児童数も増えてはいますが、それ以上に学童に預ける児童数というのは、増えていくと考えているところでございます。

○平井市長

今のご質問の中には、どんどん家が建ってるから、今後はさらにね、児童の数も増えてくるから、学童に預ける数も増えてくるでしょう。その時に、そのところまで見越した計画等が要るんじゃないかということじゃないかなと僕は思うんですけど、そのあたりに対する考え方というのはどうですか。

○学校教育課長

それを見越した場合が、今現在の学童の数ではちょっと足りなくなってきた、学校の施設を利用するのもちょっと難しいというところもありますので、増築を検討しないと難しい、厳しくなってくるのではないかと考えておるところでございます。

○平井市長

これはもう増築で考えていきたいということですか。

○学校教育課長

はい。

○和田委員

筑紫小学校どのあたり増築されるんですか。
場所が結構いっぱいいっぱいかなと思います。

○平井市長
具体的に答えられるんですか。

○学校教育課長
建てられるスペースはあるというところですので、学校側とも打ち合わせしながら、そこは詰めていきたいと考えております。

○潮見委員
これもまた難しい問題だなと思って聞いているんですけど、その増築をして、そのあとまた、どうなっていくかっていうところまで考えないといけないでしょうね。
そこのところをどのように考えているのかなあと思ってですね、その後、何かの施設に使えるように、もともと作っていく等の検討が必要かもしれないですね。今はもうどんどん増えてるところは増えてるだろうと思うんですけど、逆に減ってるところもあるからですね。

○平井市長
長期的には減っていく可能性もありますよね。

○潮見委員
それをいえばきりがいいのかもわからないんですけど。

○平井市長
その件については何か答えられますか。

○学校教育課長
増築の部分はリース契約もできるようですので、今後の推計等も考えながら、リースがいいのか、きちっと建てた方がいいのかも含めてですね、検討していきたいと考えております。

○潮見委員
そこまでやはり考えているんですね。

○和田委員
増築でキャパが広がって、今度は支援員というか、見守る先生方の増員がやはり必要ではないのかなと。
やはり見守りの範囲や人が増えれば、支援員さんの募集も同じように、広くなれば必要ではないのかなと思います。やはり子どもの安全、安心を考えて、行き届いた、そういう補助も必要かなと思いますが、そういう人為的な増員も考えてらっしゃるんですかね。

○平井市長
支援員確保についていかがですか。

○学校教育課長
支援員につきましては、児童の人数に応じて支援員を配置するというところが法的に決まっておりますので、委託している NPO 法人の方に遵守するように指導をしておりますので、今後もきちっと守っていただくようお願いすることになると思います。

○平井市長
今のところ、支援員を確保できないという状況ではないということでもいいですか。

○学校教育課長
そうですね。

やはり筑紫地区の奪い合いになってるところもございますけど、NPO 法人も頑張っていていただいて確保していただいているところでございます。

○平井市長

最近では、学校施設の校舎等を学校だけに使うという考え方から少し変わってきて、地域の皆さん、地域の活動も、そこで使えるようにというような動きもあったりするわけですよね。ですので、今後増築したりとか、教室の改造とかやっていくときには、そういうところも踏まえて、両方使えるとか、或いは、今回学童保育用の増築をするときに、今、学校によっては特別支援のクラスがどんどん増えてきて、学校自体ももう手狭になってきているような状況も生じてきているので、そこをうまくコントロールして、両方で使えるようにすれば、実際のコストを半減できるということにもなりますから、そこも加味して検討していただきたいというふうに思うところでございます。

○学校教育課長

はい。わかりました。

そういったところも加味しながら検討していきたいと思っております。

○平井市長

よろしいでしょうか。

それでは次に、児童生徒用のタブレット端末の更新についてを議題としたいと思います。少子化や社会の急激な変化に対応するため、現在の教育現場では、これまでの画一的な学びから脱却し、児童生徒一人一人に応じた個別最適な学びの実現が強く求められています。そのための手段である教育 DX や GIGA スクール構想の推進は今や教育行政を進める上で欠かせない取り組みであると考えております。

前回の会議でもご議論いただきましたけども、本市ではこれまでも教職員の事務負担を軽減する校務支援システムの導入や、効果的な学びを支えますデジタル教材の活用など、教育 DX の推進に取り組んで参りました。

また、令和 7 年度については、児童生徒の学習用タブレット端末の更新を予定をしており、現在その準備を進めているところでございます。

本日はこの新たなタブレット端末の概要と、それを活用した今後の教育活動について、所管課からの説明を受けた後に、教育 DX や ICT 教育、GIGA スクール構想の今後のあり方、効果的な推進方法等について皆様と意見交換をさせていただければと考えております。

それでは、学校教育課長は説明をお願いします。

○学校教育課長

では児童生徒タブレット端末の更新につきまして説明させていただきます。

6 ページをお開きください。

現在、市内小中学校の児童生徒が使っているタブレット端末につきましては、令和 2 年度に整備をさせていただきまして、今年度で運用開始から 5 年を迎えております。

現在、故障端末の増加や、バッテリーの耐用年数及び OS のサポート終了時期が迫っているなどの理由から端末の更新の必要性がありまして、国が提唱する GIGA スクール構想第二期の実現のため、本市におきましても端末を更新し、個別最適かつ協働的な学びの実現を行うものでございます。

事業概要というところで、更新するタブレットについて記載をさせていただいております。

製品としては、レノボ製の Chromebook でございます。

現在は Windows のタブレットですが、次の更新分については Chromebook としております。

整備台数は 1 万 257 台で、予備機として 1194 台を含んだものになっております。

契約の金額としましては、5 億 2064 万 1990 円ということで、1 台あたりに置き換えますと約 5 万 760 円となっております。

事業期間につきましては、9 月 30 日までとしております。

事業者は株式会社内田洋行九州支店で、調達方法については、福岡県の GIGA スクール推進協議

会の共同調達による共同調達プロポーザルで選ばれたものとなっております。

主な財源としましては、福岡県公立学校情報機器整備事業費補助金で補助率3分の2となっておりますので、市の手出し分としましては約1億7400万円弱となります。

今後のスケジュールになりますが、こちらの端末は9月までに納品をしていただき、10月に授業ですぐ使えるように設置、設定作業を行わせていただき、授業に支障が出ないように学校と連携をとりながら、11月から12月で新端末へ順次入れ替えを予定しているところでございます。

7ページをお開けください。

今回、更新するタブレットの主な性能特徴を記載させていただいております。

まず初めに、国が定める最低基準を超える基本性能を搭載しております。

全体的なパフォーマンスというところで、CPUの処理速度が国の基準よりも1.86倍高いものとなっております。

その他メモリーも、国の基準を上回るものとなっております。

続きまして、右の方、鉛筆をタッチペンとして使用可能ということで、2B以上の鉛筆であれば、タッチペンとして利用ができるというところが、今回の端末の大きな特徴になります。

鉛筆がタッチペンとして使えることに加えて、ハードペンシルというものも附属してついております。本体に収納可能なもので、通常タッチペンは充電をしないと使えない、充電が切れると使えなくなってしまうますが、こちらについては、無限鉛筆というタッチペンで、充電は不要になりますので、今後運用方法をどうするかは考えますが、なくした場合の新たに購入する場合も、コストを抑えて運用することが可能となってきます。

続きまして、下の方になりますが、端末が相当の堅牢性を備えているというところなんです。

現在もタブレットを授業で使用していますが、授業中、机から落として画面が破損するという事象も結構あります。今度のタブレットにつきましては、落下からの保護ということで、1メートル22センチの高さからの落下も、クリアしており、それよりハードな76センチの高さからコンクリートへの落下もクリアするほどの強さを持っているという特徴がございます。

その3つ下になりますが、ディスプレイ部品の耐久性ということで、これが実際のタブレットになりますが、コンバーチブルタイプということで、こういう形でタブレット型にしたり、パソコン型にしたりできます。

これが3万回開閉を繰り返しても壊れないという耐久性があるというふうになっております。

また、こちらキーボードにキーがついておりますが、通常こうやってさわると取れたりしますが、こちらのタブレットにつきましてはそういうことがない、取れないような工夫もされているということで、キーの破損なども少ない構造になっている。

こういうところが今回のタブレットの堅牢性の特徴であると思っております。

その他、予備機管理サービスというものがございます。予備機1194台は、端末が壊れた場合にすぐに子どもたちが授業を再開できるように、交換用に予備機を事前に購入いたしますが、教育委員会で管理するとなると非常に大変なところですが、管理を業者が行っていただけるというところになります。

既存の端末につきましても、国の基準に基づいてデータを消去して廃棄をしなければなりません。そちらも通常は有料ですが、無料で既存端末のデータ消去・廃棄をする、そういうサービスもついているというところも今回の特徴であると考えているところでございます。

次のページをお開きください。

今後、タブレットを活用した教育活動の展開として、ICT活用教育のための環境基盤につきましては、先ほど市長も言われましたが、昨年、全小中学校で、通信環境の強化改善を行いましたし、今回のタブレットではクラウド利用が推進され、タブレット端末の更新によってより手軽に快適に安心して活用することができるようになります。

これまでのICT活用教育の実践を踏まえまして、新しい環境における教育活動に当たりましては、「読む場面」、「書く場面」、「話す場面」、それに「ICTを活用する場面」等に意識しながら、単にICTを活用することを目的とするのではなく、ICTをより効果的に活用することで、質の高いICT活用教育を推進したいと考えているところでございます。

下の図が、本市が取り組むICT活用教育の全体像となっておりますが、真ん中にグーグルクラスルームと書いてあると思いますが、こちらのタブレットには、あらかじめグーグル社のクラ

スルームという学習管理アプリが入っておりまして、6つオレンジ色で囲まれてる部分に記載しているようなことが、この学習管理アプリで行うことができます。

その他にも、様々な教材ツールを活用しまして、児童生徒との情報共有や双方向のコミュニケーション、協働的な学習などを効果的に行いながら、学びの質の向上を目指したいと考えておるところでございます。

この活用に当たりましては、右上に書いておりますが、教員の資質向上というのが必須になってくると思いますので、今後も、校内の研修の実施や実践事例集の作成、市主催の研修等の開催を行い、さらなる資質の向上を進めたいと考えているところでございます。

児童生徒に対しましては、一番右に記載しておりますが、今回の ICT の環境整備に並行して、情報モラル教育も必要になってくると思いますので、こちらにつきましても取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

説明は以上になりますが、今からデモ機を使いまして、デモを行いたいと思います。

○学校教育課教育指導担当係長

学校教育課教育指導担当の山下と申します。よろしくお願いします。

私の方から実機を用いて、少し製品の機能ですとか、中身について簡単にご説明をさせていただきます。

今課長の方からお話がありました通り、今回新しい端末が Chromebook という端末になります。皆さんがよく使われてる Windows とは少し中身が違うものになっております。

現在のタブレットがこちらです。

Windows の端末で破損しにくいようにカバーなどもつけているんですが、全体の大きさとしてはあまり変わらないようになっております。

全体の重量としても、約 1.3 キロということで、さほど変わらない重量になっております。

先ほどご説明いたしました、令和 2 年度にタブレットが GIGA スクールでスタートしまして、5 年間経ったところで、メーカーとしてもいろんな工夫が今回なされておまして、先ほどご説明したところもありますが、さらにこちら、側面に充電のポートがありますが、二口あります。

この 5 年間で、やはり充電のポートが、摩耗で悪くなるというところが全国的にもかなりありまして、ここが 1 ヶ所悪くなってしまうとすぐ修理に出さないといけないんですが、2 つ口があれば 1 つがだめになっても、何とかもう 1 口で使えるというようなところで、こういったところで速やかに修理しないといけないという状況がある程度回避できるという工夫もなされている状況です。

では、1 つ機能のところでご説明をして参ります。

先ほどの機能紹介でもありましたが、今回タッチペンが、タブレット横に先が赤いものが収納されてるんですけども、タッチペンがこちらに収納されています。

当然タッチペンで手書き入力ができるんですけども、これは当然の機能でございます。

こちらは 2B の鉛筆になります。

実際に書いてみますと、2B の鉛筆でもちゃんと反応して書くことができます。先端が黒鉛、炭素を検知して通電して、書くことができます。ガラス面にも工夫がされていて、黒鉛が削れないように加工がされています。

ですのでタッチペンを使うのももちろんですけども、特に小学生については鉛筆を常に持ってますので、鉛筆で使うということも可能になっております。

先ほど、グーグルクラスルームという授業管理アプリが内蔵されているという説明をいたしましたが、アプリを画面に投影をさせていただいております。

この授業管理アプリで子どもたちと様々な繋がり方ができるようになっております。

代表的な機能としていくつか紹介をさせていただくんですが、例えばこういった形で、掲示板のように子どもたちと繋がるすることができます。

今、1 例として書いてるんですけども、例えば朝のうちに先生がこの画面に投稿しておけば、子どもたちが朝タブレットを開いて、例えば 1 日の流れですとか、提出物の確認、各授業でどこに移動しないといけないよというような連絡事項なども、ここで子どもたちに事前に知らせることができます。

子どもたちは、例えばもし返信が必要であれば、子どもたちがコメントを入力して先生に返信することなどもできます。

こういった双方向のやりとりも実現ができます。

それから授業の中での双方向のやりとりですけれども、例えばこういった形で先生があらかじめ教材を配布することができます。

1年生の漢字表を掲載してるんですが、例えばこういったデジタル資料を子どもたちに配布しておけば、漢字の練習を、これを見ながらやっておいてねということで、子どもたちは実際のノートに手書きで漢字の練習ができるようになっていきます。デジタルのもので、紛失したりもないですし、好きなときに確認ができるといった資料の配布機能もございます。

また、デジタル教材の配信ということで、動画教材の URL を子どもたちに事前に知らせることもできます。

これは NHK for school という、全国的に使われている映像教材ですが、これを子どもたちにこういった形で配信をしておくと、子どもたちは自分たちでそのサイトを開いて映像教材を確認することもできます。

それからもう 1 つご紹介させていただくんですが、データの共同編集という機能があります。これは Windows などでも一部搭載されているんですけれども、子どもたちが子どもたち同士で意見などを出し合うときに、1 つのデータに複数人で書き込むことができる機能になっております。

実際この 3 台の Chromebook ネットワークが接続をされておりまして、今こちらを先生の画面に見立てているんですが、子どもたち側からも、このファイルに入力することができます。

実際にやってみます。

今は先生の画面なんですけど、児童側がこのファイルに書き込んでみます。

「どういった出し物を希望しますか」ということで、こういった形で複数人が同時に入力することができ、誰かが入力しているときは、他の子はその画面が入力できないようにセルがグレーになって、その枠には入力できないようにストップがかかります。

こういった形で、1 つのファイルに複数の子どもたちが意見を出し合ってそれを整理していくというようなことが、リアルタイムでできるようになります。

機能の紹介については以上です。

こういった複数の機能をうまく使いながら、先ほども申し上げたように活用場面を精選しながら、ICT を単に活用するだけではなく、効果的に活用するといったところに十分留意しながら、ICT 活用教育を進めていきたいというふうに考えております。

説明は以上です。

○平井市長

今説明がございましたけれども、何かご質問等ございますか。

○和田委員

最後のページのところに、ICT 活用教育の全体像の中の、右側のオレンジ色のところに、児童生徒との双方向コミュニケーションというのがございますが、これは先生と児童なのか、児童同士でも可能となるのでしょうか。

○学校教育課長

先ほど言いましたように、先生と児童のコミュニケーションもできますし、児童生徒同士のコミュニケーションもできる形になります。

○和田委員

児童同士でコミュニケーションがとれるということになると、やはりちょっと書き込みが、いじめなどに繋がるような書き込みもあるんじゃないかと。

そういうことをふと書き込んでしまったときに、インターネットに流れてしまうと、先生も大変なことになってしまいますので、情報モラル教育というのは大事になってくるのかなというふ

うに思います。やはり、児童間の書き込みができるのは、すごく教育というか、情報モラル教育をしっかりと徹底して、子どもたちにきちっとわかっていただくようにしていかないと、いじめ等につながるものが怖い、というのがあります。ラインなどと同じようにすごく便利な分、やはり気をつけないといけないのかなと思います。そういった情報モラル教育などをきちっとやっていただきたいというふうに思っております。

○平井市長

はい。ご意見として受けとめております。
今の件について何かあります。

○学校教育課長

子ども同士のやりとりの部分については、先生が確認できるようになっておりますので、そこら辺はきちんと、先生で確認してもらおうというところもありますし、言われたように、情報モラル教育ということで、子どもたちもそういう書き込みをしないような教育も今後していかなければいけないと感じておるところでございます。

○潮見委員

7ページの「その他」のところに、電子図書読み放題サービスがついてると書いてあるんですが、これは現在もそうですが、端末の持ち帰りについては、持ち帰ってもいいという状態ですよ。それでうちで電子図書、自由に見てもいいよということでしょうか。

○平井市長

持ち帰りの件ですね。

○学校教育課長

そうですね、持ち帰りはいつでもできるようになっておりますし、学校によってきちんと管理をしていただいております。
電子図書は709タイトルがこちらに搭載されており、もちろん家に持ち帰って確認することはできます。

○平井市長

持ち帰りの件については、現状は学校によって方針が違うということはないですか。
みんな共通して、全部持ち帰りしていいですよとしているか。

○学校教育課長

市の方針としては必要に応じて持ち帰りを可能としておりますので、各学校の判断と実情に合わせて、持ち帰りを行っている学校が複数校あります。

○平井市長

それは校長先生の判断ということですか。

○学校教育課長

はい。

○平井市長

教育委員会としての方向性は、どのように考えていますか。

○学校教育課長

教育委員会としては、持ち帰りをしていい、持ち帰りも含めて活用してください、ということでお願いをしておりますので、少しずつ持ち帰りっていうのは増えてる現状になっております。新しいタブレットになりますと、できることもどんどん増えていきますので、学校が最終的には判断はしますが、持ち帰りというのは今後も増えていくと考えております。

○潮見委員

持ち帰りということになれば、多分保護者の方も身近なものになっていくと思うんですね。先ほど和田委員がおっしゃったように情報モラル教育。

子どもたちは、私の孫のことを思っても、持ち帰ったときに自由に使ってる場所があって、筑紫野市じゃないんですけど、それでそういうところを見て、親はそばで見てないので、こんなに自由に使っているのかなあというのがあったんですね。

保護者の方の情報モラル教育や、使い方の研修を受けるとか、そういったことも必要じゃないかなと思います。

子どもたちの方が使うのが早いんですね。慣れていって、使うのがどんどん進んでしまつて、そこが心配だなと思いつつ見ていたことがあるので、筑紫野市では、そのあたりを気をつけていただけたらいいかなと思います。

○平井市長

家に持って帰って自由に使うという中で、フィルタリングというか、変なところに繋がらないような制限についてはどのように考えているんですか。

○学校教育課長

8ページを見ていただいて、一番右下になりますが、フィルタリングセキュリティー機能というものを入れておりますので、不必要なサイトには入れないようになっています。このタブレットを用いて、いろいろな変なサイトを見るとか、そういうことはできないようになっております。

○潮見委員

それは教育委員会でフィルタリング設定してあるのでしょうか。

学校の方で設定するのでしょうか。

○学校教育課長

端末自体にフィルタリングの設定をしておりますので、最初に配るときからフィルタリングが設定されている形になります。

○潮見委員

それは安心ですね。

○平井市長

親の情報モラル教育というお話が出ましたけれど、去年、二日市小学校で親子の情報モラル教室のような取組があったんですよ。

ちょっとのぞいたんですけど、保護者の参加が少なかったですね。

そのあたりも学校現場で、親も含めて考えていけないといけないということは、今お話を聞いていて思います。

○潮見委員

保護者の方にしたら、多分大丈夫だろうという思いの方が強いんだと思うんですよ。

子どもたちはやはり進んでますからね。

ちょっと追いつかないのかもしれない。

○和田委員

今、自宅へ持って帰ることができて、自宅でタブレットを活用できるということでございますけども、家庭環境によっては、インターネット環境を家庭の中でつけれない家庭もあるんじゃないでしょうか。

インターネットを使っていないご家庭がある場合は、学校からルーターを貸し出すとかそういったことを考えてらっしゃるんですかね。

平等に、家庭に帰ってもできるようになるのかなと。インターネットを引いてないご家庭ももしかしたらあるかもしれませんので、そういう場合はどのように対処されるのでしょうか。

○学校教育課長

そうですね。そういうご家庭もございますので、Wi-Fi 環境がないご家庭につきましては、教育委員会の方で貸し出しを行っているところでございます。

○牛川委員

さきほど塩見委員がおっしゃられた、親のタブレットに対しての教育ということがとても大事なんじゃないかなと思います。

我々もそうなのですが、大人になってから仕事として初めてパソコンであったり、時代の流れに沿ってスマホがようやく身近になってきた世代としては、授業で使われるということ自体が、いまいちぴんとこないというか、そこまで身近になっているんだっていうことを、親自体がしっかり理解をした上でうまくつき合っていないと、私たちの知らない環境で勉強してるからっていうところで、親の関心自体が子どもの学習に対して疎くなってしまっているのではないかなと思うんですね。

確かにネットの安全面を学習することも大事なんですけど、これが教科書の代わりになっている、教科書のサポート教材となっている現状があるんだ、という認識自体から親が持たないと、そしてこれが授業だけではなく、おうちに帰ってくる学習の中にも取り込まれるようになったんだ、紙に字を書くだけの学習ではなくなったんだっていうところを、親がそこに気づくことも必要じゃないかなと思います。

○平井市長

今までノートだったり、ドリルだったり、子どもが一生懸命書き込んでいるのを見てくれていた親がだんだん「もう私たち見なくていいんだな」っていうふうになってしまうと、子どもの自学を支える保護者がいなくなってしまうので、そういう意味でも親も一緒に学習をしていく必要があるのではないかなと思います。

これから例えば授業参観や、保護者の皆さんに対する講習会や説明会などを通じて、そのような機会の中でやらざるをえないでしょうね。

学校現場におけるそういったことについての計画みたいなものを、今後工夫しながら、進めていかなければいけないんじゃないか、という提案だというふうに受け止めました。

○牛川委員

親子で一緒にタブレットを使って授業に取り組むといった授業参観があってもいいかなと思います。

○平井市長

良いご提案だと思いますが、その点について何かありますか。

○学校教育課長

市長も言われたように、学校によっては親も含めた教育をしているところもございますが、全学校でしているというわけではございませんので、いただいたご意見を踏まえて今後取り組む必要があるのかなというところは私も感じますので、検討させていただければと思っております。

す。

○平井市長

皆さんご意見いただきましたけれども、振り返って聞き忘れたものがありましたら、今ご質問していただいても結構です。

○潮見委員

聞き忘れたことではないですが、さきほど市長のご挨拶の中に、まちづくり座談会を校長先生たちと持たれるということで、そういった中で今まであったお話についても、校長先生のご意見のようなことを、水泳授業にしても、放課後児童クラブで学校の中の特別教室を開放することや、今からタブレットをどんどん使った教育になっていくよ、といったことについての校長先生のお考えがちょっと聞きたいなあと私自身が思いました。

○平井市長

潮見委員がおっしゃった内容については、私が行ったときに、私が学校に聞く内容の項目に挙げていまして、ICT教育の状況とか水泳授業についても聞くようにしています。昨日もある学校で、校長がもう真っ黒に日焼けしてるんですよ。

どうしたんですかと言ったら、水泳授業につける人がいないんで、私がずっとついてますということで、プールについても、そういうような現状がありますし、今の潮見委員のお話も受けて、またこれから後10数校ありますので、いろいろなご意見を伺っていきたいと思ってます。その中でいただいた意見をまとめてまして、教育委員会との間でも、議論をすべきところもあるかなと思っています。

その経過等については、また機会があれば皆さんにご報告をしたいとふうに思ってやっております。

先ほど言いましたように5校終わったところなので、もう少し進めていけば、ある程度のまとめができるかもしれません。

いろいろと学校現場ごとに、いろいろな思いを持ってあって、普通、私が行くのは卒業式とか運動会とかしか行かないので、ゆっくり話すことができないんですよね。

1時間半ぐらい時間とって、校舎を見て、ディスカッションして帰ってくるんですけど、非常にいろいろな面で勉強になることがありました。

今のところ意義のあることだと思っています。

他に何かございますか。それ以外でも結構ですよ。

○和田委員

放課後児童クラブが関連するのではないかなと思うんですけども、基本的に児童は放課後児童クラブに必要であれば行けると思うんですけど、発達障がい等があった場合には学校での放課後児童クラブに行くことができないので、放課後デイサービスという、他の民間の、委託でやってるのではないかなと思うんですけども、費用の差が結構あるのかなと。

お金の負担について、本来は学校の中であれば、すごく安く抑える、負担も少なく済むのかなと思うんですが、そう考えるとやはり発達障がいによって放課後児童クラブ入れない方に対しての、費用の負担軽減というのは、今までやったことはあるのでしょうか。

大分、金額の差があるのかなと思うんです。

本来は学校で面倒が見られればいいんですけど、やはり障がいがあるとか、特別支援教室にいる場合には、そこではみることはできないと。

児童1人に対して1人の支援員が見ないといけないということになると、なかなか難しいのかなと思いますから、そういう民間のデイサービスに行ってるのかなと思うんですけども。

その場合の負担が大きいかなというふうに思います。

ですので、今後もしも、そういった負担に対して助成をするとか、そういうことが可能なのでしょうか。

○平井市長

こども部長から何かコメントできますか。

○企画政策課長

私から回答いたします。

委員からご指摘いただきましたが、放課後デイサービスは障がい児が通われる施設制度でございますけれども、基本的には児童福祉法、或いは障害者総合支援法等に基づいて取り組まれる事業でございます。

法律で1人当たりいくらという金額ではございませんけれども、世帯の所得の状況に応じまして負担上限月額という形で、世帯の所得が多くない世帯につきましては限度額を下げるという措置を法令に基づいてとっておりますので、世帯の状況に応じて過度な負担が生じることはそれほど制度的には起こりえないものなのかなというふうに理解しているものでございます。

○和田委員

ありがとうございます。

○平井市長

他にございますか。

なければもう1時間半ぐらい、いろいろと皆さん方から貴重なご意見をいただきまして、無事に本日の会議も終わりかなというふうに思っています。和田委員からも出ましたように放課後児童クラブに付随して、子どもたちの居場所っていうのは大きく考えてなくちゃいけないと考えているところです。

児童クラブだけが居場所ではなくて、やはり今からはコミュニティをどうしていくか、コミュニティセンターですね。

それから地域の公民館をどうするとか、そういった全体の居場所として、含まれる中の1つの部分かなというふうに思っています。市としては広くとらえて、今後進めていかなくتهはいけないというふうに考えています。

それとタブレットも、いろいろご披露いただいたように、今回新しくなって、子どもたちが、今までの「使う」というレベルから、それを使って何をしていくかという、どういう形で教育や人材育成につなげるかと、いうところが今後は問われるようになってくると思いますので、その方向性についても、教育委員会としてしっかり定めてやっていただきたいというところが、私が感じたところであります。本当に実りある会議になりましたことをお礼申し上げます、私の議長をここで終わりにさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○企画政策課長

平井市長ありがとうございました。

最後に事務連絡でございます。

次回の総合教育会議でございますが、令和7年の秋、10月から11月ごろにかけての開催を予定しております。

皆様には詳細の日時及び調整事項が定まり次第、速やかにご案内を差し上げますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それではこれをもちまして、令和7年度第1回筑紫野市総合教育会議を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。